

令和 8 年度  
県単舗装道路修繕工事（田代舗装工）

特 記 仕 様 書

一般県道 勝浦上野大多喜線  
夷隅郡大多喜町 田代

千葉県夷隅土木事務所

## 第1章 総 則

### 第1条 適 用

- 1 この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 2 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

### 第2条 建設副産物

#### 1 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

#### ◎作成対象工事

- 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。
- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。
  - 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト

情報を提示すること。

## 2. 建設廃棄物等

本工事により発生するアスファルト殻（182.2t）は片道運搬距離 29.3km にある木更津市矢那地先の前田道路株式会社木更津合材工場へ運搬・処理するものとする。

なお、上記の処理により難しい場合は、監督職員と協議すること。

## 第3条 施工管理

- 1 本工事の施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準（令和7年度版）によるものとする。
- 2 工事写真管理は、千葉県写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。これによりがたい場合は監督職員と協議すること。

## 第4条 工事中の安全確保

- 1 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2 工事実施期間中は、公道の出入口等に誘導員を適宜配置させ安全確保に努めなければならない。
- 3 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
- 4 工事期間中に配置する交通整理員及び誘導員は下記のとおりとする。

| 工種               | 作業区分 | 配置人員   | 備考     |
|------------------|------|--------|--------|
| 切削オーバーレイ・薄層カラー舗装 | 昼間作業 | 4人/日以上 | 交代要員含む |
| 区画線工             | 昼間作業 | 2人/日以上 | 交代要員なし |

ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

- 5 工事の施工に際し、地下埋設物物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
- 6 受注者の責により地下埋設物等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
- 7 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処理については占有企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

第5条 工事現場管理

- 受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
- 1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
  - 2 さし柢装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
  - 3 過積載車輛、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
  - 4 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柢装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
  - 5 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
  - 6 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現に立ち入らせないこと。
  - 7 建設機械に係る燃料については、適正なものを使用し、不法な燃料（重油に灯油を混入した燃料等）は絶対に使用してはならない。
- 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第6条 工期

- 1 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約の翌日から110日間とする。  
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

|                                                               |      |
|---------------------------------------------------------------|------|
| 準備期間                                                          | 60日間 |
| 後片付け期間                                                        | 20日間 |
| 雨休率<br>※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数<br>雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数 | 0.78 |
| その他の作業不能日                                                     | 特になし |

- 天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。
- イ）1日の降雨・降雪量が10 mm/日以上の日：39日間／年間
- ロ）8時から17時までのWBGT 値が31以上の時間を足し合わせた日数：8日間／年間（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）  
（過去5か年（2021年1月～2025年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）
- 2 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

## 第7条 環境に配慮した工事の実施計画

受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共工事における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書“環境対策”内に、独立した項目として「環境に配慮した工事实施計画」について記載するものとする。工事实施にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。

## 第2章 施 工

### 第8条 安全管理

受注者は、発注者で組織する安全対策委員会が行う、審査、検討、安全点検等に協力しなければならない。

また、受注者は、発注者が指示するときは、工事受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を組織・運営するものとする。

### 第9条 材料等

受注者は、施工計画書に主要資材一覧とともにその品質を証する資料を添付すること。

### 第10条 溶融スラグ入りアスファルト合材

本工事に使用する溶融スラグ入りアスファルト合材は下記のとおりとする。

溶融スラグ混入率：骨材全体重量の10%以下

①中温化再生密粒度アスファルト混合物（20）溶融スラグ入り[表層用]

### 第11条 切削オーバーレイ工

1. 切削前に縦横断測量を行い、横断方向測点是不陸各点を網羅するものとする。
2. 切削後の基準高の変更は行わないようにする。
3. 施工が基準高に達しない場合は再切削とする。なお、切削しすぎた場合は施工者の負担により不陸整正を行うこと。

### 第12条 区画線工

舗装復旧後は速やかに仮区画線を設置すること。

### 第13条 路上工事の抑制計画

本路線について、年末年始期間（令和8年12月19日から令和9年1月3日まで）における工事抑制対象路線である。詳細は監督職員に確認すること。

### 第3章 その他

#### 第14条 要望・苦情に対する対応

受注者は、地元住民及び第三者からの要望・苦情に対しては親切丁寧に対応し、その内容をただちに監督職員に報告すること。

#### 第15条 付則

仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照すること

| 条        | 条 目                             | 適用（不要項目に二重取消線）                                                                                                                                                                   |        |        |   |          |   |   |
|----------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|---|----------|---|---|
| 第 2－1 条  | 電子納品                            | <div><del>・ 該当する（副本登録する）</del><br/>・ 該当する（副本登録しない）</div>                                                                                                                         |        |        |   |          |   |   |
| 第 2－2 条  | 工事監督支援業務の担当技術者                  | <div><del>・ 該当する</del><br/>・ 該当しない</div>                                                                                                                                         |        |        |   |          |   |   |
| 第 2－3 条  | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） | <div>・ 該当する<br/><del>・ 該当しない</del></div>                                                                                                                                         |        |        |   |          |   |   |
| 第 2－4 条  | 難工事の指定                          | <div><del>・ 該当する</del><br/>・ 該当しない</div>                                                                                                                                         |        |        |   |          |   |   |
| 第 2－5 条  | 「三者会議」の実施                       | <div><del>・ 該当する</del><br/>・ 該当しない</div>                                                                                                                                         |        |        |   |          |   |   |
| 第 2－6 条  | 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事          | <div>・ 該当する<br/><del>・ 該当しない</del></div>                                                                                                                                         |        |        |   |          |   |   |
| 第 2－7 条  | 快適トイレ                           | <div>・ 該当する<br/><del>・ 該当しない</del></div>                                                                                                                                         |        |        |   |          |   |   |
| 第 2－8 条  | 週休 2 日制適用工事                     | <div>・ 現場閉所による週休 2 日工事<br/><del>・ 週休 2 日交替制工事</del><br/><del>・ 該当しない</del></div>                                                                                                 |        |        |   |          |   |   |
| 第 2－9 条  | 遠隔臨場                            | <div><del>・ 発注者指定型</del><br/>・ 発注者指定型以外<br/><del>・ 該当しない</del></div>                                                                                                             |        |        |   |          |   |   |
| 第 2－10 条 | ICT 活用工事<br>※右表に対象工種を記載         | <div><div>・ 該当する</div><table><tr><td>発注者指定型</td><td>受注者希望型</td></tr><tr><td>－</td><td>舗装工（修繕工）</td></tr><tr><td>－</td><td>－</td></tr></table><div><del>・ 該当しない</del></div></div> | 発注者指定型 | 受注者希望型 | － | 舗装工（修繕工） | － | － |
| 発注者指定型   | 受注者希望型                          |                                                                                                                                                                                  |        |        |   |          |   |   |
| －        | 舗装工（修繕工）                        |                                                                                                                                                                                  |        |        |   |          |   |   |
| －        | －                               |                                                                                                                                                                                  |        |        |   |          |   |   |
| 第 2－11 条 | 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等   | <div><del>・ 該当する</del><br/>・ 該当しない</div>                                                                                                                                         |        |        |   |          |   |   |